

浦安市老人福祉センター駐車場の利用について

駐車場の利用について、以下の事項を遵守してください。
また、利用にあたっては、職員の指示に従ってください。

- ①浦安市老人福祉センターの開館時間のみ利用できます。
《日曜・祝日・年末年始・臨時休館時を除く 午前9時～午後4時》
但し、開館時間内であっても、駐車場の利用を休止することがあります。
- ②浦安市老人福祉センターを利用中の方と浦安市老人福祉センターが認めた車両のみ利用できます。館内を利用する目的以外での駐車は禁止します。
- ③長時間の駐車はご遠慮ください。館内を長時間利用する場合は、送迎バスや公共交通機関を利用するなど、駐車場の混雑緩和にご協力ください。
- ④利用する場合は受付の駐車名簿に必要事項を記載の上、外から見えるよう車内のダッシュボード上に駐車票を掲示してください。利用後は速やかに駐車票を受付へ返却し、駐車名簿に退館時間を記入し出庫してください。
- ⑤駐車枠内に正しく駐車してください。枠内に駐車できない車両は、利用をお断りする場合があります。
- ⑥駐車が出来ず駐車場内で待機する場合は、車の中でお待ちいただき速やかに発進できるようにしてください。送迎バスの運行や他車の出庫の妨げにならないよう、待機できる車両は3台以内としますが、緊急車両の入出庫等状況により待機をお断りする場合があります。
また、歩道や路上で待機することは禁止します。
- ⑦無断駐車は禁止します。
- ⑧駐車場内では徐行し、安全運転を励行してください。
- ⑨他車両及び施設に損害を与える、もしくは事故等が発生した場合は直ちに浦安市老人福祉センター事務室及び最寄りの警察へ連絡してください。
- ⑩送迎バスの通行を妨げないでください。
- ⑪通り抜け目的での通行、入口からの逆走を禁止します。
- ⑫駐車場内での喫煙や火器の使用、遊ぶことは禁止します。
- ⑬上記事項を遵守しない、また職員の指示に従わないなど、管理上支障のある車両・利用者は利用を拒否又は退去を要求する場合があります。

浦安市老人福祉センター駐車場内での事故等については一切責任を負いません

(例)・駐車場で発生した事故

- ・車両の盗難、滅失、損傷(車内遺留品、積載物等の紛失・損害を含む)
- ・出庫を妨げられたことによる損害
- ・地震、落雷、火災、水害等の不可抗力による損害

浦安市老人福祉センター長